（経過措置）

第九十条　この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第九十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条第五項（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第六十五条第一項又は第六十七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第六十六条第一項に規定する場合において、被災関連市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は被災関連都道県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

三　第六十七条第一項に規定する場合において、被災関連市町村長の許可を受けないで、土地に立ち入り、又は立ち入らせた者

四　第六十八条第一項に規定する場合において、被災関連市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は被災関連都道県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

第九十二条　第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

二　第四十六条第二項第四号ト及び第七十六条の規定　津波防災地域づくりに関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三　附則第十条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条　関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち復興推進計画の区域に関するものについては、当該区域における復興の円滑かつ迅速な推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（公営住宅法の一部改正）

第四条　公営住宅法の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

6　地方公共団体が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第十七条第三項及び第四項において同じ。）により著しい被害を受けた地域の復興のために公営住宅の建設等をする場合において、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十八条第三項に規定する復興交付金（第十七条第三項及び第四項において単に「復興交付金」という。）を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該復興交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

第十一条第一項中「第七条第五項」の下に「又は第八条第六項」を加え、「同条第一項又は第二項」を「第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項」に改める。

第十七条第三項中「受けて建設若しくは」を「受け、若しくは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあった住宅であって東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充てて建設若しくは」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の復興交付金が交付されたときは、当該復興交付金を第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

三　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十四条に規定する業務を行うこと。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第四十条」の下に「、第四十五条の二」を加える。

附則第四十五条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第四十五条の二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十三条第三号」を「第二十三条第二号」に改める。

第二十一条中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第七条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第五十二条中「他の水利使用」の下に「（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。）」を加える。

（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「及び第五条」を「、第五条及び第十条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「喪失した日」の下に「（継続個人型年金運用指図者にあっては、継続個人型年金運用指図者となった日）」を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第百十九条」の下に「、第百二十一条の二」を加える。